

令和 2年第82号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 4月24日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第29条 給与等（所得税法第28条第 1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3条第 6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1条の 2第 1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定して

いた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、被保険者がこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第30条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年1月1日（以

下「適用日」という。)から適用する。

2. 新条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が適用日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

(理 由)

この案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

附 則

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第29条 給与等 (所得税法第28条第 1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康

保険法第 3条第 6項に規定する賞与をいう。)) を除く。以下同じ。)) の支払

を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型

インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第 1条の 2第

1項に規定する新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナウイルス感染

症」という。)) に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス

感染症の感染が疑われるときに限る。)) は、その者の属する世帯の世帯主に

対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3日を経過し

た日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定して

いた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、 1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月

以前の直近の継続した 3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除し

て得た額 (その額に、 5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、 5円以

上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)) の 3

分の 2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上 1円未満の端数があるときはこれを 1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第 1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額
の30分の 1に相当する金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の 3分の 2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上 1円未満の端数があるときはこれを 1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1年 6月を超えないものとする。

4 第 1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、被保険者がこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第30条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、

前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。